

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の内容及び実施状況の概要

1. 制 定

昭和32年4月1日施行 改正 昭和35年8月 以下略

2. 同法の目的

昭和20年広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し、健康診断と必要な医療を行なうことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的としている。

3. 被爆者の範囲

被爆者は次に掲げる被爆区分に従って、一般の被爆者と特に原子爆弾の放射能を多量に浴びた特別被爆者とに区別され、一般の被爆者は「被爆者健康手帳」を、特別被爆者は「特別被爆者健康手帳」を、本人が居住する都道府県知事（広島市又は長崎市にあつては当該市の長）に申請し、その交付を受けることにより同法上の被爆者となる。

(1) 一般被爆者（法第2条）

- イ 直接被爆者（1号） 原爆が投下された際広島市内長崎市内又は一定の隣接地域内で直接被爆した者
- ロ 入市者（2号） 原爆が投下されてから2週間以内（広島市にあつては8月20日、長崎市にあつては8月23日まで）に一定地域（おおむね爆心地から2km以内の地域）内に立ち入った者
- ハ 死体処理及び救援に当たった者等（3号）
原爆が投下された際又はその後身体に原爆放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者
- ニ 胎 児（4号） 上記イ、ロ、ハの被爆者の胎児

(2) 特別被爆者（政令第6条）

- イ 3km以内の直接被爆者（1号）
原爆が投下された際、爆心地から3kmの地域内にあつた者及びその胎児
- ロ 認定患者（2号） 厚生大臣の認定をうけたいわゆる原爆症の患者
- ハ 特定の疾病のある者（3号）

同法の健康診断の結果、造血機能障害、肝臓機能障害、悪性

新生物、内分泌系の障害、中枢神経系の血管損傷、循環器系の障害、腎臓機能障害があると認められた者

エ、入市者(4号) 原爆が投下された後、3日以内(広島市にあつては8月9日、長崎市にあつては8月12日まで)に一定地域内(おおむね爆心地から2Km以内の地域)にあつた者及びその胎児

ホ、放射能濃厚地区にあつた者(5号)

とくに、いわゆる残留放射能が濃厚であつたと認められる地区にあつた者及びその胎児

4. 同法による措置とその概況

(1) 健康診断

同法による施策の第1は被曝者の健康管理にある。すなわち全被曝者を対象に年間定期的に2回、希望により2回、計4回の健康診断を実施し、医師が必要と認める者に対しては、精密検査及び病院に収容して行なう精密検査を実施している。

また、精密検査受診者に対しては交通手当を支給し、受診の促進に努めている。

(2) 医療の給付

医療の給付には、認定患者の認定疾病に対する医療の給付と特別被曝者の一般疾病に対する医療の給付とがある。

イ、認定疾病医療

原爆の傷害作用に起因する負傷又は疾病で、厚生大臣が認定したものに対する医療の現物給付であつて全額国費をもつて行なっている。

又、原爆の傷害作用に起因する負傷又は疾病には、白血病、白血球減少症、肝臓機能障害、熱線によるやけど等があり、被曝者の申請に基づき、原爆医療審議会の意見を聴いて厚生大臣が認定することとしている。

ロ、一般疾病医療

特別被曝者の負傷又は疾病に対する医療費の支給(一般疾病医療機関から医療を受けた場合は、医療機関に対する医療費の支払)であつて、健康保険、国民健康保険、その他のいわゆる社会保険又は公費負担による医療制度の給付をうけることができる場合は、その給付の額を控除した残額を限度として支給するものである。

又、認定疾病、遺伝性疾病、先天性疾病、被曝以前にかかった精神病及び軽度のむし歯等は、この医療の対象からは除かれる。

(3) 医療手当の支給

認定患者が認定を受けた疾病について医療を受けた場合、本人、配偶者又は扶養義務者の所得税額が17,200円以下の収入の者に対して、1ヶ月のうち受療日数に応じて、3,400円又は1,700円の手当を支給する。

1. 原爆被爆者手帳交付数

(昭和42年3月31日現在)

	特別被爆者(令第6条)						一般被爆者(令第2条)					被爆者 合計	指定医 療機関	療疾病 医療機関
	1号	2号	3号	4号	5号	計	1号	2号	3号	4号	計			
広島市計	27,457	740	556	26,922	2,055	57,730	1,324	4,260	1,398	56	7,038	64,768	65	3,102
広島市計	64,846	1,639	1,058	14,815	2,692	85,050	6,920	2,078	706	873	10,577	95,627	-	-
長崎市計	8,128	125	262	4,780	309	13,604	2,563	1,255	152	36	4,006	17,610	10	1,396
長崎市計	31,647	921	1,576	12,783	4,298	51,227	27,262	1,936	21	397	29,416	80,643	-	-
北海道計	39,777	1,046	1,838	17,563	4,607	64,831	29,825	2,991	193	433	33,422	98,253	10	1,396
青森市	257	3	3	75	6	344	9	11	1	-	21	365	7	273
岩手市	37	-	-	12	-	49	1	1	-	-	2	51	1	22
宮城県	54	3	2	9	1	69	2	4	-	1	7	76	2	76
秋田県	88	10	1	16	8	123	4	9	-	-	13	136	2	43
山形県	17	1	1	-	-	19	-	1	-	-	1	20	2	6
福島県	55	1	-	15	-	71	8	5	-	-	13	84	1	136
茨城県	67	2	-	6	-	75	26	4	-	-	30	105	4	25
栃木県	193	2	-	30	2	227	28	-	-	-	28	255	1	161
群馬県	121	-	-	22	7	150	5	-	-	-	5	155	1	15
埼玉県	85	42	1	20	-	148	3	1	-	-	4	152	2	140
千葉県	333	6	-	66	20	425	15	11	-	-	26	451	1	99
東京都	395	2	5	380	19	801	32	37	14	1	84	885	3	55
神奈川県	4,345	48	19	572	410	5,394	201	30	7	11	249	5,643	3	205
新潟県	1,260	3	9	152	31	1,455	165	103	-	2	270	1,725	3	2,678
富山県	87	-	-	10	5	102	24	-	-	-	24	126	1	23
石川県	58	-	-	15	5	78	2	1	4	-	7	85	1	20
福井県	74	1	-	11	-	86	18	2	-	-	20	106	1	48
山梨県	98	3	2	30	-	133	23	-	-	-	23	156	2	23
長野県	46	-	-	6	-	52	13	6	-	-	19	71	1	12
岐阜県	92	4	-	13	-	109	5	-	2	-	7	116	7	1,781
静岡県	215	1	-	101	26	343	42	13	2	-	57	400	1	98
愛知県	354	1	3	75	3	436	30	10	-	-	40	476	2	981
三重県	793	9	13	249	39	1,083	165	56	9	1	231	1,314	1	427
滋賀県	277	1	2	53	9	342	63	1	-	1	65	407	1	1,162
京都府	118	2	-	26	4	150	7	-	-	-	7	157	1	72
大阪府	486	61	6	79	21	673	48	28	9	3	88	761	5	1,330
兵庫県	2,134	154	37	369	129	3,423	255	188	5	2	450	3,873	3	90
奈良県	1,782	23	7	211	50	2,075	197	226	4	2	429	2,504	6	283
和歌山県	155	-	-	40	3	198	6	7	5	-	18	216	1	145
鳥取県	157	-	-	60	-	217	66	65	1	1	133	350	1	7
島根県	362	18	5	44	-	429	28	21	-	-	49	478	3	96
岡山県	1,199	17	21	443	8	1,688	83	121	4	2	210	1,898	3	653
山口県	1,642	60	5	338	22	2,067	167	94	26	6	295	2,362	3	1,343
徳島県	3,722	50	10	781	54	4,617	417	247	22	9	675	5,312	5	964
香川県	220	11	-	57	11	299	9	2	8	-	19	318	3	226
愛媛県	418	17	10	103	10	558	27	13	-	-	40	598	3	248
高知県	880	97	1	142	6	1,126	194	89	8	3	294	1,420	4	349
福岡県	118	-	2	21	1	142	38	6	12	-	56	198	1	131
佐賀県	2,861	63	59	583	186	3,752	603	220	14	11	848	4,600	12	4,176
熊本県	849	75	12	130	25	1,091	96	29	22	2	149	1,240	3	384
大分県	1,015	11	1	184	13	1,224	351	5	-	-	356	1,580	1	1,128
宮崎県	512	8	2	98	20	640	27	14	-	-	43	683	1	1,074
鹿児島県	406	4	10	75	11	506	37	13	3	-	53	559	3	352
鹿児島市計	414	2	-	54	10	480	70	19	5	6	100	580	1	265
合計	29,431	816	251	5,796	1,775	37,469	3,644	1,713	187	64	5,598	43,067	114	21,848
合計	161,511	4,241	3,703	65,096	10,529	245,080	41,683	11,042	2,464	1,426	56,615	301,695	189	26,346

2. 被曝者健康手帳交付状況

年度 区分	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
特別被曝者	—	—	—	83,323	92,312	148,481	155,436	158,918	217,304	245,080
一般被曝者	200,984	217,292	225,981	151,866	157,244	114,497	112,855	114,046	64,291	56,615
計	200,984	217,292	225,981	235,189	249,526	262,978	268,291	272,964	281,595	301,695

注： 昭和35年度
昭和37年度
昭和40年度
昭和41年度

被曝者数（一般）の減少は特別被曝者範囲拡大による。
(特別被曝者数の増)

3. 健康診断実施状況

年度 区分	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
一般検査	94,087	122,680	170,507	175,852	193,299	210,054	230,894
精密検査	13,666	20,132	26,673	26,531	31,567	33,240	32,510

4. 原爆疾病医療給付状況

A. 認定疾病

(1) 認定患者の推移

年度 区分	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
年商認定数	1,194	473	176	149	151	81	63
年度末累計数	4,534	4,843	4,961	4,576	4,220	4,202	4,241

(2) 受療件数

年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
件数	1,668	12,030	12,964	12,189	12,039	13,098	9,770	8,302	8,152	7,860

B 一般疾病

年 度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
	人	人	人	人	人	人	人
特別被爆者数	83,323	92,312	148,481	155,436	158,918	217,304	245,080
受 療 件 数	24,950	274,784	523,348	644,457	744,923	864,683	1,247,541

5. 医療手当支給状況

年 度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
件 数	3,396	7,746	7,095	6,718	6,246	6,570	6,737

6 原爆障害対策費予算の状況

(単位千円)

年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
原爆障害者医療費	100,782	100,767	100,815	140,838	482,432	871,507	1,050,656	1,295,418	1,648,393	2,116,965	2,501,746
原爆疾病医療費	100,782	100,767	100,815	92,546	105,249	133,768	133,980	139,649	84,597	73,926	89,981
一般疾病医療費				48,292	377,183	737,739	916,676	1,155,769	1,563,796	2,043,039	2,411,765
健康診断費交付金	70,945	67,160	50,138	49,166	46,866	117,468	125,612	116,744	189,965	250,641	282,776
医療手当交付金				7,772	17,021	17,347	19,312	15,673	22,336	18,987	19,402
調査研究委託費	1,800	1,500	1,000	776	776	753	753	730	678	753	753
原爆被爆者実態調査費									35,088	5,143	747
原爆疾病病理標本室整備費補助金											5,637
計	173,527	169,427	151,953	198,552	547,095	1,007,075	1,196,333	1,428,585	1,896,460	2,392,489	2,811,061

○原爆医療法施行

○医療手当の支給(注)
○特別被爆者制度創設

○特別被爆者範囲拡大(2km ↓ 3km)

○医療手当所得制限の緩和(35万円 ↓ 42万円)

○特別被爆者範囲拡大(除死、死体処理等)

○医療手当所得制限の緩和(42万円 ↓ 44万円)

○医療手当の増額及び所得制限の緩和
(所得44万円 ↓ 46万円)
(手当34万円 ↓ 36万円)

○希望健康診断及び収容精査検査制度創設
○特別被爆者範囲拡大
(残留放射能管理地区におこし者)
(3日以内、2市米以内の入市者)

○医療手当の所得制限の緩和(所得税法改正)
(所得46万円 ↓ 72万円)

○医療手当の増額及び所得制限の緩和
(所得34万円 ↓ 34万円)
(所得42万円 ↓ 44万円)